吸収分割に係る事前開示書面

分割会社：会社法第 782 条第 1 項第 2 号および会社法施行規則第 183 条に定める書面
承継会社：会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に基づく書面

（簡易・略式吸収分割）
2021 年 2 月 15 日

株式会社サンマルクホールディングス
株式会社サンマルクグリル

各位

株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長　難波　篤

株式会社サンマルクグリル
代表取締役社長　山内　智央

株式会社サンマルクホールディングスおよび株式会社サンマルクグリルによる吸収分割に係る事前開示書類

（分割会社/会社法第 782 条第 1 項第 2 号および会社法施行規則 183 条に基づく書面）
（承継会社/会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に基づく書面）

株式会社サンマルクホールディングス(以下「サンマルクホールディングス」という)およびサンマルクホールディングスの完全子会社である株式会社サンマルクグリル（以下「サンマルクグリル」という）は、それぞれ2021年2月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日を分割の予定日(効力発生日)として、サンマルクホールディングスを分割会社、サンマルクグリルを承継会社とする吸収分割契約(以下「本件分割」という)を2021年2月15日付で締結しました。よってここに本件分割に係る事前開示をいたします。

なお、本件分割は、分割会社であるサンマルクホールディングスにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易分割、承継会社であるサンマルクグリルにおいては同法第796条1項に規定する略式分割となります。

記

1.　吸収分割契約等の内容

別紙「吸収分割契約書」のとおり

2.　分割対価の相当性に関する事項

サンマルクグリルはサンマルクホールディングスに対し、本件分割に際して、金銭の交付は行いません。サンマルクグリルはサンマルクホールディングスの完全子会社であることから、かかる取り扱いは相当であるものと判断しております。

3.　吸収分割承継会社についての事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類の内容

添付のとおり。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4.　吸収分割会社についての事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類の内容

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)をご確認ください。

（２）　最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5.　債務の履行の見込みに関する事項

サンマルクホールディングスおよびサンマルクグリルは、本件分割後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

6.　その他

サンマルクホールディングスおよびサンマルクグリルは、本件分割後において、商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金及び決算期に変更はありません。なお、サンマルクグリルはサンマルクホールディングスの100%の連結子会社のため、サンマルクホールディングスの連結業績に与える影響は軽微であります。

なお、会社法施行規則第183条第2号及び第3号並びに会社法施行規則第192条第2号及び第3号については、該当事項はありません。

以上

別紙１　吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社サンマルクホールディングス（以下、「甲」という。）及び株式会社サンマルクグリル（以下、「乙」という）は、甲の事業のうちチャイナ事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲の有する第4条所定の権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社サンマルクホールディングス

住所：岡山県岡山市北区平田173番地104

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社サンマルクグリル

住所：岡山県岡山市北区平田173番地104

第2条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

本吸収分割に際して、乙は甲に対し、金銭等の対価の交付を行わない。

第3条（乙の資本金及び準備金）

本吸収分割により資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第4条（本吸収分割に際して承継する権利義務に関する事項）

乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「分割権利義務明細書」に記載のとおりとする。

また、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重畳的債務引受けの方法による。

第5条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業についての競業避止義務を負わない。

第6条（株主総会の承認）

甲は、会社法第784条第2項の規定により、乙は会社法第796条第1項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。ただし、本吸収分割手続の進行に応じ必

要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（本吸収分割条件の変更及び中止）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態及び経営成績に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときは又は前条に基づき本吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第11条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第12条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が正本 1 通を保管し、乙はその写し1通をそれぞれ保有する。

2021年2月15日

（甲）　岡山県岡山市北区平田173番地104
株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長　難波　篤

（乙）　岡山県岡山市北区平田173番地104
株式会社サンマルクグリル
代表取締役社長　山内　智央

【別紙】

分割権利義務明細書

1. 資産

本件事業に関して甲が有する以下の資産。

（流動資産）

① 現金及び預金
② 原材料及び貯蔵品
③ 前払費用

（有形固定資産）

④ 建物
⑤ 建物付属設備
⑥ 構築物
⑦ 工具、器具及び備品
⑧ 除去債務資産

（無形固定資産）

⑨ ソフトウェア

（投資その他の資産）

⑩ 繰延税金資産
⑪ 長期前払費用
⑫ 敷金及び保証金

2. 負債

本件事業に関して甲が有する以下の負債。

（流動負債）

① 未払金
② 賞与引当金

（固定負債）

③ 退職給付引当金
④ 資産除去債務
⑤ 長期未払金

3. 雇用契約

本件事業に従事する従業員との雇用契約その他労働契約上の一切の権利義務。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

4. その他の権利義務

① 甲が本件事業に関して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本吸収分割の効力発生日の前日までに当該相手方の承諾が得られなかったものを除く。

② 甲が本件事業に関して有する一切の許可、認可、承認、登録及び届出。

以上

別紙２　株式会社サンマルクグリル 計算書類

第　５　期

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

計　　算　　書　　類

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

岡山市北区平田１７３番地１０４
株式会社　サンマルクグリル
代表取締役社長　山内　智央

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**2,108,571**	**（負債の部）**	**397,430**
流動資産	**922,995**	**流動負債**	**282,674**
現金及び預金	789,462	買掛金	63,968
売掛金	118,599	未払金	118,145
原材料及び貯蔵品	12,095	未払費用	5,840
前払費用	2,843	未払法人税等	36,652
立替金	6	未払消費税等	42,939
貸倒引当金	△11	預り金	6,978
固定資産	**1,185,575**	賞与引当金	3,908
有形固定資産	**819,864**	資産除去債務	4,240
建物	744,399	**固定負債**	**114,755**
構築物	15,607	長期未払金	8,191
工具、器具及び備品	59,856	退職給付引当金	6,458
無形固定資産	**68**	資産除去債務	100,106
ソフトウエア	68	**（純資産の部）**	**1,711,141**
投資その他の資産	**365,642**	**株主資本**	**1,711,141**
長期前払費用	6,604	**資本金**	**100,000**
敷金及び保証金	325,241	**資本剰余金**	**845,324**
繰延税金資産	33,796	資本準備金	800,000
		その他資本剰余金	45,324
		利益剰余金	**765,816**
		その他利益剰余金	765,816
		別途積立金	630,000
		繰越利益剰余金	135,816
資産合計	**2,108,571**	**負債純資産合計**	**2,108,571**

損　益　計　算　書

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**3,229,558**
売上原価	**858,942**
売上総利益	**2,370,615**
販売費及び一般管理費	**2,154,577**
営業利益	**216,038**
営業外収益	**15,373**
受取賃貸料	271
その他	15,102
営業外費用	**315**
その他	315
経常利益	**231,096**
特別損失	**34,517**
固定資産除却損	9,257
減損損失	25,260
税引前当期純利益	**196,578**
法人税、住民税及び事業税	86,641
法人税等調整額	△9,456
当期純利益	**119,393**

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年４月１日　残高	100,000	800,000	45,324	845,324	460,000	186,422	646,422	1,591,747	1,591,747
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立					170,000	△170,000	―	―	―
当期純利益						119,393	119,393	119,393	119,393
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	170,000	△50,606	119,393	119,393	119,393
2020年３月31日　残高	100,000	800,000	45,324	845,324	630,000	135,816	765,816	1,711,141	1,711,141

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	４年～15年
構築物	10年
工具、器具及び備品	５年～15年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用　　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,000株	－株	－株	2,000株

３．その他の注記

(1) 当事業年度において、当社は以下の資産の減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
京都府木津川市	営業店舗資産	建物 構築物

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当事業年度において、退店により今後の利用見込みがなくなったため、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該減損損失は25,260千円であり、その内訳は建物24,860千円、構築物400千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、減損対象資産すべてについて、正味売却価額を零として評価しております。

(2) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	98,964千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,222千円
時の経過による調整額	825千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,666千円
期末残高	104,346千円

(3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。